

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 4 月 定 例 会 ——

平成30年4月19日（木）

開催日時 平成30年4月19日（木） 午後2時00分～午後4時07分

開催場所 大会議室

出席委員 古川正之 教育長
森井良子 教育長職務代理者
山田大輔 委員
高槻成紀 委員
三町章 委員

説明のための出席者 齊藤豊 教育部長
出町桜一郎 教育指導担当部長兼指導課長
川上吉晴 地域学習担当部長
余語聡 教育総務課長
坂本伸之 学務課長
荒木忍 教育施策推進担当課長
季高一成 地域学習支援課長
照井幸枝 中央公民館長
湯沢瑞彦 中央図書館長
飯島健一 教育総務課長補佐
松長功二 学務課長補佐
関口優一 学校給食センター所長
本橋義浩 指導課長補佐
中村和哉 指導主事
窪田隆徳 指導主事

書記 山本真由美 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主任
傍聴者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会4月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は高槻委員及び私、古川

でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（９）、（１１）及び議案第４号から第１２号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開にて取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（事務局報告事項）

○古川教育長

はじめに、事務局報告事項を行います。

（１）平成３０年度小平市立小・中学校の学級編制について、説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項（１）平成３０年度小平市立小・中学校の学級編制についてを報告いたします。資料№.１をご覧ください。

小平市立小・中学校の学級編制につきましては、平成３０年４月１１日に、東京都教育委員会に学級編制の届け出をいたしました。

はじめに、学級編制の基礎となります平成３０年４月７日の児童・生徒数でございますが、小学校の児童数は、特別支援学級の児童を含めて９，６５９名で、前年度と比較しますと、通常の学級の児童数が２３２名の増、特別支援学級の児童数は１名の増でございます。

中学校の生徒数は、特別支援学級の生徒を含めて４，０２６名で、前年度と比較しますと、通常の学級の生徒数は５２名の減、特別支援学級の生徒数は１２名の減でございます。

小学校の児童数は前年度と比較して増加しております。中学校の生徒数については、前年度と比較して減少しております。

次に、学級編制についてでございます。小学校の学級数は、通常学級が３００学級、特別支援学級が２２学級でございます。このほか、通級指導学級が３学級でございます。

前年度と比較しますと、通常学級が３学級の増、特別支援学級が１学級の増でした。中学校の学級数は、通常の学級が１１４学級、特別支援学級が１２学級でございます。このほか、通級指導学級が６学級でございます。

前年度と比較しますと、通常学級が4学級の減、特別支援学級が1学級の減、通級指導学級が1学級の増でございます。

なお、小学校につきましては、第1学年及び第2学年において、1学級の児童数を35人以下として、また、中学校につきましては、第1学年において、1学級の生徒数を35人以下として学級編制を行っております。

○古川教育長

次に、(2)平成30年度教育課程について、説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

事務局報告事項(2)平成30年度教育課程についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

はじめに、1、教育課程(届)記載事項についてでございます。各学校が東京都や本市の教育施策に基づき、平成30年度の教育課程を編成するにあたって盛り込むべき内容を、12月の教育課程届出説明会において示しました。

今年度は、新学習指導要領への移行を踏まえ、教育課程(届)に必ず記載する事項を見直し、精選いたしました。各学校には、特色ある取組や重点とする事項について記載するよう指導・助言いたしました。

次に、2、予定授業時数についてでございます。小数点以下の数字は、避難訓練や健康診断等を実施する関係で、45分または50分に満たない授業を実施する場合があるため、このような記載となっております。

次に、3、土曜授業日、学校公開日等一覧でございます。各校の土曜授業日、振替休業日、授業公開の有無、主な学校行事、また、平日の学校公開日の日程について、それぞれ記載しております。

今後は、校長会議、副校長連絡会及び教務主任会の機会や指導主事による学校訪問等の機会を利用し、教育課程が適正に管理・実施されるように指導してまいります。

○古川教育長

次に、(3)小平市東京都型学校運営協議会設置要綱の制定について、説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

事務局報告事項(3)小平市東京都型学校運営協議会設置要綱の制定についてを報告いたします。

東京都では、昨年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことを受けて、東京都型学校運営協議会制度の活用により、

コミュニティ・スクールの推進を図る市区町村への支援を拡充することといたしました。

本要綱は、東京都型学校運営協議会を、本市の小・中学校に設置するために必要な規定を定めるものでございます。

なお、施行期日は、平成30年4月1日でございます。

○古川教育長

次に、(4)小平市立小平第十三小学校校庭における学校施設遊び場開放時の事故の解決について、説明をお願いいたします。

○川上地域学習担当部長

事務局報告事項(4)小平市立小平第十三小学校校庭における学校施設遊び場開放時の事故の解決についてを報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

本件は、平成28年11月17日、小平市立小平第十三小学校の校庭において、遊び場開放にて野球をしていた児童のうち、ピッチャーの投げたテニスボールが逸れ、学童クラブに子どもを迎えに来ていた保護者の右ひざ裏付近に当たって負傷したものでございます。

小平市民総合災害補償規則第2条第6号において、「市が主催する行事に参加した行政協力者が当該行事に参加の際、自らの過失により他人の生命、身体、財産等を侵害したことに伴い、これによって生じた損害の賠償責任を負うこととなった事故」を賠償責任事故と規定しており、ここでいう「行政協力者」は参加した児童も含むと解されます。このことから、市が補償を行うものでございます。負傷したご本人の治療が終了し、平成30年4月3日に損害賠償額について了承が得られたため、報告するものでございます。

損害賠償額につきましては、ご本人へ、治療費、診断書料、サポーター代、通院交通費及びタクシー代として4万4,310円を市が支払うことで合意に至りました。

なお、損害賠償額は、市民総合賠償責任保険から全額補填されます。

また、本件につきましては、5月28日の市議会幹事長会議、及び6月5日の市議会定例会初日の諸報告において報告をいたします。

○古川教育長

次に、(5)平成30年度小平市立公民館事業計画について、説明をお願いいたします。

○川上地域学習担当部長

事務局報告事項(5)平成30年度小平市立公民館事業計画について、報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

はじめに、本件は、小平市立公民館処務規程第6条第1項の規定に基づき、去る3月20日に開催されました公民館運営審議会におきまして、了承をいただいたものでございます。

公民館事業につきましては、本年度も、学習活動を通じた市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点をめし、全館においてさまざまな講座や講演会、音楽会、映画会などを開催し、市民が自主的に学習するきっかけづくりや地域の交流を支援するとともに、安全、安心及び快適に利用できる学習活動の場を提供してまいります。

資料の1ページに本事業計画の目標、2ページ、3ページに13項目の推進事項を掲げてございます。4ページ以降には、具体的な内容を記載し、それに基づき各事業に取り組んでまいります。

詳細につきましては、照井中央公民館長から説明させます。

○照井中央公民館長

それでは、お手元に配付しております資料№.5の平成30年度小平市立公民館事業計画につきまして、ご説明いたします。

本事業計画につきましては、小平市教育振興基本計画の教育目標達成に向けた取組及び公民館のあり方の検討結果に基づき策定したものでございます。

最初に、1ページの事業計画の目標でございますが、小平市教育振興基本計画の教育目標である「市民が支える新たな生涯学習を実現し、次世代に引き継ぎます」を達成するとともに、「公民館の課題と今後の方向性－公民館のあり方検討に関する報告書－」で示した公民館に求められる役割を実現するために、本事業計画では、学習活動の成果を身近な人や地域へ還元することを目標に掲げ、コミュニティづくりの視点を重視した学習機会の提供、学習環境の整備、充実を図ってまいります。

次に、2ページ、3ページの推進事項でございますが、地域と連携を図りながらシニア、家庭教育、地域支援、ジュニア、防災などに関する講座の実施、東京オリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成を図る事業の実施、学習活動の成果を発表する場の提供、子どもの居場所の確保、なかまちテラス事業の実施、公民館事業企画委員会の円滑な運営、施設の整備及び維持管理など13項目を掲げました。

引き続き、3ページの11、市民だれもが参加しやすい事業の実施を推進項目に掲げ、子ども、障がいのある方、高齢者を初め誰もが参加しやすい事業の実施に努めてまいります。

4ページ以降には、定期講座の開設や講演会、音楽会などの各種事業の実施、施設の利用提供などを示しております。定期講座につきましては、市民が事業の企画に参画する公民館事業企画委員会を設置している9館において、委員会で企画検討された講座の案をもとに実施いたします。

なお、講座受講者からのアンケートや市民、公民館利用者、利用団体、地域の関係機関などによる意見交換会、公民館運営審議会からのご要望、ご意見を反映いたしました。

最後のページに添付してあります平成30年度公民館定期講座等一覧表につきましては、公民館ごとの定期講座や講演会、まつりなどのイベントを一覧して示したものでございます。

○古川教育長

次に、(6)平成30年度小平市立図書館事業計画について、説明をお願いいたします。

○川上地域学習担当部長

事務局報告事項(6)平成30年度小平市立図書館事業計画について、報告いたします。
資料No.6をご覧ください。

はじめに、本件は、小平市立図書館処務規程第7条第1項の規定に基づき、去る3月22日に開催された図書館協議会におきまして、承認をいただいたものでございます。

図書館事業につきましては、本年度も市民の教養、調査・研究に役立つよう、資料・情報の提供、レファレンスサービス及び子どもの読書活動の推進等に取り組んでまいります。

資料の1、2ページに基本方針及び推進事項である主な事業を7項目掲げてございます。具体的には、2ページ中段から記載してございます、28項目にわたる各事業を展開してまいります。
詳細につきましては、湯沢中央図書館長から説明をさせます。

○湯沢中央図書館長

それでは、平成30年度小平市立図書館事業計画についてでございます。
資料6の1ページをご覧ください。

1、基本方針では、小平市教育振興基本計画を受け、図書館に関する主な施策について記述してあります。平成29年度に教育振興基本計画策定から5年が経過いたしましたので、計画の後半5年に向けて改訂をいたしました。そのため、基本方針につきましても、改訂された教育振興基本計画に基づきまして、①図書館資料の充実、②歴史的資料の総合管理・提供体制の検討、③レファレンス機能の充実、④子ども読書活動の推進、⑤学校図書館支援の充実、⑥ブックスタートの実施、⑦図書館の機能のあり方の検討を掲げております。

2ページをご覧ください。

この基本方針を受けまして、主な事業を7点設けております。(1)地域の情報拠点として大きな役割を果たすために、地域資料・情報の充実と情報発信、(2)利用者の調査研究の利便性を図るため、情報サービスの充実、(3)「第3次小平市子ども読書活動推進計画」を着実に進めること、及び第2、第4次子ども読書活動推進計画の策定に向けた準備をします。(4)ブックスタートの実施、(5)学校図書館の支援、(6)なかまちテラス事業の実施、(7)地域資料・貴重資料のさらなる活用を図るためデジタル化を行い、新たに立ち上げるデジタルアーカイブのウェブサイトの公開としております。

具体的な実施事業につきましては、2ページから8ページに記載しております28項目の事業を展開しています。このうち30年度新規のものについて、説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

(5)地域資料等の収集・整理・保存及びデジタル化のうちの⑥地域資料のデジタル化及びデジタルアーカイブ化の実施、今年度から3年をかけまして地域資料、市史、平櫛田中文庫につきまして、順次、デジタル化をして公開をしてまいります。

続きまして、4ページをご覧ください。

(9) 児童サービス、⑧ブックスタートの実施でございます。これは、三、四か月健診時に職員とボランティアが絵本の読み聞かせを行ったうえで、絵本を手渡すものです。このことにより絵本を介して親子の心を触れ合うひとときを持つきっかけづくりと将来にわたり本と親しむ環境を整備することを目的としております。

(10) 「第3次小平市子ども読書活動推進計画」の取組、ここにおきましては、本年度はさらに第4次小平市子ども読書活動推進計画策定の準備に着手をいたします。現行の計画につきましては、31年度までとなっておりますので、32年度以降の計画についてということでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

(17) 図書館ボランティア活動の推進でございます。先ほどもご説明させていただきましたように、⑦ブックスタートで、新たにボランティアの募集を新規に募集をいたしましたので、追加をいたしたところです。

7ページをご覧ください。

(25) 図書館情報総合管理システムの更新、現行の小平市立図書館システムの更新時期到来に伴いまして、システムの入替えを行います。

(26) 図書館のブランディング、グッズ展開・各図書館内の掲示物の統一などを通して、図書館の個性や魅力を創出し、より地域に愛着を持ってもらう図書館を目指すものでございます。

○古川教育長

次に、(7) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○齊藤教育部長

事務局報告事項(7) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.7のとおりでございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明をさせます。

○余語教育総務課長

本日、報告いたしますのは、21件でございます。うち、新規申請は4件でございます。

受付番号87、オープンハウス2018は、国立研究開発法人情報通信研究機構が主催する事業で、研究者による講演会や研究所のラボツアー、パネルの展示などを行うものでございます。

受付番号97、21世紀型中学生英語プレゼンテーションコンテスト2018は、明法中学・高等学校が主催する事業で、生徒が作成したスライドを使用し、英語のスピーチによるプレゼンテーションコンテストを実施するものでございます。

受付番号101、親子で楽しむアルゼンチンタンゴは、アスル・タンゴが主催する事業で、アルゼンチンタンゴのダンサーや演奏者による親子参加型コンサートなどを実施するものでござい

ます。

受付番号2、多摩支部設立20周年記念特別事業「いじめと向き合う」(仮)は、第二東京弁護士会多摩支部が主催する事業で、いじめ問題についての講演会やいじめ体験者や学校関係者によるパネルディスカッションを行うものでございます。

その他の17点は、例年もしくは過去に承認しているものでございます。

○古川教育長

次に、(8)事故報告I(3月分)について、説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

事務局報告事項(8)事故報告I(3月分)についてを報告いたします。

3月の事故報告Iの交通事故、一般事故につきましては、資料No.8のとおりでございます。詳細につきまして、ご説明いたします。

今月、ご報告する交通事故はございませんでした。

中段をご覧ください。

一般事故は、小学校管理下で1件でございます。今月の事故報告件数は、昨年度同時期と比べ、交通事故は1件から0件へ減少し、一般事故は6件から1件へと減少しております。

それでは、中学校の部活動中の事故①についてご報告いたします。

3月9日金曜日、午後4時5分ごろ、中学校2年生男子生徒は、部活動の練習の一環として校舎内の廊下を使用し、スタートダッシュの練習をしていました。廊下の突き当たりで折り返すところをスピードの調整がつかず、廊下突き当たりのドアの窓ガラスに左手をつく形となりました。ドアのガラスは割れ、左手首を切る傷を負いました。ほかの生徒から報告を受けた教員が現場に行き、状況を確認しました。出血が多かったため救急車を要請し、駆けつけた保護者とともに病院へ搬送しました。

病院では、左手首の裂傷との診断を受け、縫合する処置を受けました。そして、その日のうちに帰宅をいたしました。学校では今回の事故を重く受けとめ、今後は、部活動の練習の際に廊下を使う等、校舎内での走る活動は行わないことを全教職員で確認をいたしました。

また、危険個所のガラスについては、飛散防止のフィルムを貼る安全対策を講じました。

なお、当該男子生徒ですが、3月下旬に抜糸が済み、現在は部活動にも参加しているとのことです。

○古川教育長

次に、(10)平成29年度の事故報告について、説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

事務局報告事項(10)平成29年度の事故報告についてを報告いたします。

平成29年度の1年間の交通事故、一般事故につきましては、資料No.10のとおりでございます。

詳細につきまして、ご説明いたします。

はじめに、交通事故でございますが、管理外を含め交通事故の合計人数は5人で、平成28年度と比較して4人減少いたしました。内訳でございますが、最も多いのが飛び出しで3人でございます。

なお、管理下における交通事故につきましては、平成29年度は1人で、平成28年度と比較して4人減少いたしました。交通事故の防止につきましては、各学校で実施する交通安全教室、交通事故再現型交通安全教室などで、児童・生徒が交通ルールの徹底や自転車のマナーなどを実践的に身につけるよう、今後も引き続き指導をまいります。

次に、一般事故でございます。管理下の一般事故の合計人数は46人で、平成28年度と比較して9人減少いたしました。一般事故の傾向といたしましては、授業中の事故が最も多く17人で、次に、休み時間、放課後等の事故が14人となっております。

なお、過去5年分と比較いたしますと、交通事故、一般事故ともにおおむね減少傾向にあります。学校事故につきましては、児童・生徒が安全に生活できることを第一に考え、事故発生の未然防止の徹底を図ること、事故後の対応を迅速、適切に行うこと、指導課への第一報の連絡と事故報告書の提出を着実にすることなどの指示を校長会議や生活指導主任会等において徹底し、学校に対する指導と支援を引き続き行ってまいります。

また、警察などの関係機関と連携し、事故防止等に努め、安全教育を推進してまいります。

○古川教育長

ありがとうございました。

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山田委員

事務局報告（1）平成30年度小平市立小・中学校の学級編制についてのNo.1の資料で、ご質問させていただきたいと思えます。

先ほどご説明いただきましたとおり、昨年度と比べますと、小学校が232名の増、中学校が52名の減というような状況であるとお伺いいたしました。市内でも地域性があると思えますけれども、今後の傾向によりまして、小学校、中学校の学級編制に何かしらの問題点があるのか、その問題点の傾向と対策といったようなものがございましたら、教えていただけたらと思えます。

○坂本学務課長

傾向としましては、小学校が大きく増えており、中学校は減っております。小学校は、20人以上増えている学校が8校ございます。そのうちの半分が東部地区の小学校でございます。中学校は、20人以上増えている学校はありませんが、小平第三中学校で14人増えており、こち

らも東部地区の学校でございます。

東部地区の対応を図っていかなければいけないと考えてございます。

そのために、2年ほど前から説明会を東部地区の小学校で行ってございます。また、調整区域の、廃止などにより対応を図っていくということを打ち出してございます。それから、花小金井南中学校であるとか、花小金井小学校については、施設面での対応を図っていくものとなります。

○森井教育長職務代理者

事務局報告事項（2）平成30年度教育課程について、質問させていただきたいと思います。指導の重点のところ、各教科それぞれ子どもたちに身に付けさせなければならない重点のことについて書かれておりますけれども、ウの外国語活動【小学校のみ】に関して、「身に付けさせたい力に応じた指導」の中で、学年ごとに身に付けさせたい力としては、どういうことを指導の重点に置いているのかということについて伺いたいと思います。

○荒木教育施策推進担当課長

コミュニケーションの素地を身に付けさせるというところが、外国語活動の中では最も大切なところでございますので、まず、そこは全校記載させているところではあるのですが、各学校の実態と状況に応じて、ALTを活用してとか、地域の大学と連携してとかそういったキーワードが書かれてございます。

○森井教育長職務代理者

5年計画で行われている世界ともだちプロジェクトが、今年度から3年目になると思います。進行状況について伺いたいのですけれども、どちらの学校に伺っても、掲示板に割り当てられた5か国の説明を見ることはあるのですけれども、2020年に東京オリンピック・パラリンピックもあり、せつかく後半の2年間に差しかかるわけですから、何か学校ごとに後半に向けて取り組んでいることがあればお伺いしたいと思います。

私自身も小学校に伺った際に、各学校で割り当てられた国の、大使館に校長先生が行って、そこで食べられている食事などを伺って食育に生かそうと思っているというような具体的な取組を聞いている学校もあります。各小学校・中学校でもぜひそういう取組を進めてもらいたいと思っています。今年度またこれから後半に向けての新たな取組、より深めていこうと思っていることがあれば、お伺いしたいと思います。

○中村指導主事

新たな取組について、これから学校訪問等で確認していきたいと思っています。継続する取組として、自国や世界の国々の歴史、文化、習慣について学んでいくこと、その様な取組を通して自他を認め合う心を育成、進んで平和な社会の実現に貢献できるようにすることを、オリンピック・パラリンピック教育の中で大切にしていきたいと考えています。

○森井教育長職務代理者

同じところで、予定授業時数についてですが、今年度も実施予定時数は小学校、中学校とも標準時数を上回っています。それぞれの小学校、中学校で子どもたちに学力を身に付けさせるために大幅に授業時数が標準の時数を上回っているのだと思いますが、顕著な例として花小金井南中学校は標準時数1,015時間を20時間以上、上回っています。各学校によって時数に差があるのは、どのような工夫がなされているのか伺いたいと思います。

○中村指導主事

ここに書かれている数値は、標準時数に、各学校が定めている余剰時数を加えた数値となっております。何か不測の事態があった場合や通常の間割が消化できないときの予備の時間として設定しているもので、この余剰時数をどれぐらいの時間確保しているかによって、この数値が変わってきております。したがって、花小金井南中学校の場合は、標準時数1,015時間に対して、プラス20時間の余剰時数を確保しているということでございます。

○古川教育長

質問の趣旨としては、学校ごとに差があるのは何か工夫があるのか、差があるとしたらどんな理由ですかという意図だと思うのですが、いかがですか。

○中村指導主事

各学校は会議の時間を精選したり、学校行事の取り組み方を工夫したりして、余剰時数を確保しております。

○荒木教育施策推進担当課長

中学校によっては、定期テストの日数をこれまで中間テストは2日間だったものを1日にして授業時数の確保をしたり、それから、4時間目で子どもたちを下校させて三者面談していたのを5時間目まで授業をしたり、入試の日の授業日数を確保したりということで、工夫して日数を増やしておりますが、花小金井南中学校については、一つは学校行事が盛んということはございますけれども、教育委員会といたしましては、20時間を超えているということであれば、こちらは受理しておりますので、35時間ということを確認しております。

この後、各学校のこの差については、どういったことで工夫しているのかということをお教育委員会としても確認をいたしまして、今、インフルエンザや台風で、さまざまな対応がありますし、周辺でこれだけの授業時数を確保しているにもかかわらず、花小金井南中学校の授業時数や授業日数が適正なのかということについては、必要があれば指導してまいりたいと思います。

○三町委員

毎年、この部分については、私も気になっていて質問しています。標準時数プラス余剰時数という言葉で説明していただいているのですけれども、小平第一中学校を見ると、1年生が1,072時間、2年生は1,077時間と細かい数字で出ています。年間のそれぞれの行事等も含めてカットされる数字をカウントしていったら、出てきた数字が1,072時間と理解しています。だから、1,015時間プラス幾つ増やそうとしているわけではないと思います。そこを押さえたいうえで、本当にこの数字は確保できているのかどうかを確認していただけたらと思います。

特に、見事に数字がそろっているというのは、若干意図が感じられて、本当に細かく計算したうえで、プラス20になっているのかも大事だと思います。

指導課では、月ごとに実施時数を確認されていると思います。全体の時数プラス、教科時数が極端に偏っていないか、学級活動が多いとか、そういうことも起こり得るので、どの学校においても、きちんと学習保障できるような、学校の管理運営をよろしくお願ひしたいと思います。これは私からの要望です。

○荒木教育施策推進担当課長

周辺市で未履修があったことも踏まえ、昨年度から保健や書写などの時数をどれくらい確保しているのかということがわかるような授業時数も定期的に管理しております。今後も、全ての学校がそういった内容がきちんと実施されるということも踏まえながら指導してまいります。

○古川教育長

今後も不足がないように、教育課程の管理も、よろしくお願ひいたします。

それ以外で何かございますでしょうか。

○三町委員

事務局報告事項(3)小平市東京都型学校運営協議会設置要綱について、確認です。国の出ているものと東京都型の違いというのは、わからないのですが、改めて東京都型学校運営協議会の特徴と、国の形があるのに都型が設置できるという根拠を教えてください。

○本橋指導課長補佐

都型のコミュニティ・スクールについてでございます。まず、法定のコミュニティ・スクールについては、校長が策定する学校運営の基本方針の承認が必要であったり、学校運営について教育委員会や校長に意見を述べることができたり、大きな点として、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることで定められております。

それに対して、都型のコミュニティ・スクールにつきましては、比較的条件が緩やかになっておりまして、一つとして、地域住民、保護者等から構成する学校運営や教育活動についての協議及び地域学校協働活動の企画・調整機能を持つ会議体を設置し、教育委員会から委員の任命または委嘱が行われているという形で、かなり緩やかな設置の条件となっております。

○三町委員

その根拠ですが、国が示しているのに対して東京都が東京都型ということで、緩やかものを出せるという根拠はどこにあるのでしょうか。

○本橋指導課長補佐

東京都で、法定の学校運営協議会の設置が努力義務化されたことを受けて、法定の学校運営協議会に向けた過渡的な段階として、東京都として都型の学校運営協議会を設置するというような要綱を策定いたしましたので、その要綱をもとに東京都型の学校運営協議会を設置するのですが、それを市町村におろすにあたって市のほうでも要綱をつくりなさいということで、今回、小平版の東京都型学校運営協議会設置要綱を策定したというところでございます。

○三町委員

確認ですけれども、国が法律で位置づけた学校運営協議会の中身が、県の設置要綱で変えていいということなのですか。東京都が独自にある意味で国からいうと後退したような要綱設置の学校運営協議会ができるという、その根拠というのが、わからないので教えてもらえますでしょうか。

○本橋指導課長補佐

法定のコミュニティ・スクールと都型のコミュニティ・スクールというのは、位置づけとしては全く別のものといえますか、法定の基準はこれまでと全く変わってはいませんが、先ほども言いましたように設置が努力義務化されたことを受けまして、各自治体において、法定のコミュニティ・スクールへの過渡的な段階として独自の取組として、東京都としては都型の学校運営協議会を設置し、法定のコミュニティ・スクールに向けて支援をする制度をつくったという流れでございます。

○三町委員

努力しているけれども、できていないという学校に対して、近いものでやってみようというのが都型という理解でよろしいのでしょうか。

○本橋指導課長補佐

ご指摘のとおりでございます。

○三町委員

わかりました。小平市も基本的には二つのものがあるということでよろしいのでしょうか。

○本橋指導課長補佐

そのとおりでございます。

○三町委員

わかりました。

○森井教育長職務代理者

今までも実際に学校経営協議会を進める前に地域の人が、設置する1年、2年前ぐらい前から準備委員会を開いていたかと思います。都型のものに変えていくということは、設置の期間が都型協議会の設置の日から協議会の設置の日までとなっていることから、今まで準備委員会として設置されていたものと名称が少しかわったというような理解なのでしょうか。

○本橋指導課長補佐

今、ご指摘のとおり、これまで新たにコミュニティ・スクールを設置する場合には、推進委員会のような形で研究に取り組んでいたわけですが、都が都型の学校運営協議会制度をつかったことにより、この制度を利用して、補助金を活用しながら研究に取り組んでいくという形でございます。

○森井教育長職務代理者

設置期間というものの限りというのはあるのでしょうか。補助金も継続的に出て、うちはずっと都型で行きますということも認められるということでしょうか。

○本橋指導課長補佐

補助期間は、最大で2年間という限定がございます。

○高槻委員

日本の教育の決まり事がトップダウンの傾向があり、私自身は、それはよくないことだと思っています。国が決めると、それを受けて都が従い、それが市においてくるということがあります。三町委員の質問は、国が進めようとしていることに対して都が一種の後退をさせたということではないかということだと思います。そういうことは基本的にはないということでしょうか。

○三町委員

例えば、いじめ対策では国が法律をつくって、それが県においてきて、また市でもつくるという形で行っているケースもあります。

学校現場で実際に進めるとしてもなかなか進められる環境ではない。そういうところで、法律で決められたものに向けてとりあえずワンステップを東京都がつくったということは今、確認し

ました。反対しているというよりは、つなげていくためのステップとして東京都が形をつくって、学校に補助金をつけてくれる。トップダウンイコールということではなく工夫しながらやっていると理解しました。

○高槻委員

いじめの問題のように、下から深刻な声が挙がり、それを国が受けて、法整備をしてというようなことはずっと行くけれども、実際の現場では、よいとわかっているもやりにくいというような事例の場合はスムーズには行かないということがあるという理解でいいですか。

○三町委員

私は、そういうふうに理解しております。

○高槻委員

教育長はどうですか。

○古川教育長

同じだと思っています。なかなか国の望んでいるコミュニティ・スクールが思ったほど広がっていないというのが事実で、東京都としてはそこに行く段階として、もう少し緩やかな規定で経験して取り組んでもらいたいと、そういう趣旨だと私は捉えています。

○高槻委員

わかりました。

事務局報告事項（10）について、私が教育委員を拝命したころに比べると、事故数が減っていると思います。こうして過去5年分をみると、20件ぐらいだったのが10件前後になり、平成29年度は5件となっています。それはありがたいことで関係者に敬意を表したいと思います。その内容は、先生の指導がよいのか、あるいは別のことがあるのであれば伺いたいと思います。

○出町教育指導担当部長

学校の授業で、交通事故に関しては充実を図ってきたというのも一つあると思いますけれども、あわせて地域の方もそういった意識が高まって登下校のときの見守りをさせていただいたり、自転車に関して言えばヘルメットを着用するお子さんが増えたり、昔は格好悪いということもあったのですが、今はそれが普通になりつつあります。道路交通法の改正、自転車の通行帯も大人も含めて意識をしているところもありますので、そういったさまざまなものが作用したと思っております。

○高槻委員

交通事故だけでなく、一般事故も半減ですので、ありがたいと思います。

○三町委員

事務局報告事項（５）平成３０年度小平市立公民館事業計画と事務局報告事項（６）平成３０年度小平市立図書館事業計画について意見です。公民館はどうかということでお聞きしたいのですが、図書館は、読売新聞の多摩版か何かの中で紹介されていましたが、グッズを販売し市民の方に喜ばれているというような報道があるのですけれども、公民館では、例えば、グッズなどは考えたりされているのか伺います。

○湯沢中央図書館長

グッズにつきましては、実施事業の（２６）図書館のブランディングということで検討しております。これは武蔵野美術大学の学生と連携をしております。グッズだけではなくここに書いてあるようにさまざまな試みをこれからも行っていきます。

○照井中央公民館長

公民館に関しましては、特に現時点ではグッズを制作、販売して広めていこうという考えはございません。なかまちテラスにつきましては、開館のイベントを通じて武蔵野美術大学と参加者のコラボレーションにより、あっちこっちナカマツチという約１５０体の、キャラクターを描いていただきました。そういったものを有効活用できないかということは検討しており、今年の２月に入館者５０万人突破記念イベントウィークというのを開催した際に、当時に作ったキャラクターのミニチュアを全て並べて展示するなど、PRに活用いたしました。

また、図書館と一緒にしおりを作成しまして、そこにもキャラクターをつけて、来館者にお配りして、キャラクターをPRいたしました。

○三町委員

小平市のことが新聞に載ったら市民もうれしいと思いますので、よろしくお願いします。

○古川教育長

あとはよろしいですか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

次の議題でございますが、協議事項（１）、平成３０年度小平市立中学校教科用図書採択要領等について及び議案第１号、平成３１年度使用中学校教科用図書採択方針については関連する議題ですので、これらを一括して議題といたします。

説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

協議事項（１）、平成３０年度小平市立中学校教科用図書採択要領等について及び議案第１号、平成３１年度使用中学校教科用図書採択方針についてを説明いたします。

中学校の教科書につきましては、平成２７年度に教科書採択を行ったところでございますが、平成３１年度からは、中学校においても道徳が教科化されることから、新たに教科書を採択する必要がございます。

本件は、本年度、中学校での特別の教科、道徳教科用図書の採択にあたり、小平市教育委員会としての方針及び要領等を定めるものでございます。

まず、議案第１号、平成３１年度使用中学校教科用図書採択方針についてを説明いたします。議案をご覧ください。

この方針では、次の３点に留意し総合的に判断して、平成３１年度から中学校道徳において使用する教科書の採択を行うものとしたしました。

- １、採択は、教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- ２、教育委員会の教育方針及び学習指導要領を踏まえ、専門的な調査研究を行うこと。
- ３、生徒及び地域の実情に十分配慮することの３項目でございます。

次に、大きな２番目の、調査研究にあたって検討すべき項目についてでございます。小平市教育委員会では、中学校、道徳において使用する教科書について、学習指導要領の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように、各教科書の内容、構成上の工夫について調査研究するものとしたします。

次に、協議事項（１）、平成３０年度小平市立中学校教科用図書採択要領等についてを説明いたします。資料No.12をご覧ください。

こちらは平成３１年度から、中学校、道徳において使用する教科書の採択について、法令に基づいて、適正かつ公正に行うために必要な事項を定めたものでございます。

内容としましては第１、目的。第２、採択組織及び職務。第３、採択時期。第４、採択する教科書。第５、守秘義務。第６、庶務。第７、その他から構成しております。

第２の採択組織及び職務でございますが、（１）で採択にあたっての教育委員会の職務を明確にし、（２）では、小平市立中学校教科用図書審議委員会を置くことを定め、（３）で、小平市立中学校教科用図書調査部会道徳科部会を置くこととし、それぞれの委員の資格要件、職務、定数、任期等を定めております。

次に、要領の細則でございます。これは第１及び第３で、審議委員会及び調査部会の委員の委嘱は、教育委員会が行うものとしております。また、第５、第６では、委員の欠格条項と解任の事由を規定しております。第７では、教員の見本本の閲覧について規定しております。第８では、審議委員会及び調査部会の会議は非公開とし、採択後は調査研究資料及び調査報告書を公開するものとしたものでございます。

この場の協議にて、委員の皆様のご了解をいただきましたら、この要領に沿って、今後の事務手続を進めてまいります。

○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○森井教育長職務代理者

細則について、昨年度、第7の見本本の閲覧というところに関して、内容に関して委員から意見が出て、変更していただいたかと思えますけれども、これは反映されておりますでしょうか。

○本橋指導課長補佐

昨年度のこの場においてご指摘いただいた点を反映させて、この形にしております。

○森井教育長職務代理者

第7見本本の閲覧の(2)は主語がないのですが、これは教員のことということの理解でよろしいでしょうか。

○本橋指導課長補佐

教員の出張について定めたものでございますので、主語としては教員という形になります。

○古川教育長

ほかによろしいでしょうか。

○森井教育長職務代理者

第7見本本の閲覧の(1)と(2)はつながっている文章ではないのであれば、(2)にも、同じように主語を入れていただきたいと思えます。

○古川教育長

暫時休憩いたします。

— 暫時休憩 —

○古川教育長

会議を再開いたします。

○出町教育指導担当部長

第7の(2)につきましては、主語を入れ、よりわかりやすい形にします。

○古川教育長

よろしいでしょうか。

○森井教育長職務代理者

はい。

○古川教育長

質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○古川教育長

先に議案の採決を行います。

議案第1号、平成31年度使用中学校教科用図書採択方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、協議事項(1)、平成30年度小平市立中学校教科用図書採択要領等について、委員より意見がございました。細則について、修正するというところで、このことは了解ということでご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認めます。

以上で、協議事項(1)及び議案第1号を終了いたします。

次に、議案第2号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

議案第2号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

の制定についてを説明いたします。

小平市教育委員会の権限に属する事務について、小平市教育委員会事務局職員の任免に関する事務との均衡を図るため、小平市立小中学校の教職員の任免に関する事務を、教育長に委任することに伴い、規定の整備を行うものでございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

－なしの声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採択を行います。

議案第2号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第3号、小平市立学校等出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

議案第3号、小平市立学校等出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定についてを説明いたします。

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則が平成30年4月1日に改正され、育児欠勤が新設されました。これに伴い、出勤簿の表示について、別表に育児欠勤に係る規定を加えるものでございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

○三町委員

育児欠勤と育児休業の違いを教えてください。育児のために欠勤したということでしょうか。何かペナルティがあるのでしょうか。

○出町教育指導担当部長

一般職非常勤職員というのは、特別支援教室で配置されている専門員のことを主に指しております。専門員につきましては、特に育児に関する制度がございませんので、育児に関して欠勤ということをお認めていくということで、今回、東京都からございましたので、それに伴って、小平市でも制定をしていくところでございます。

○古川教育長

ほかにご覧いませんか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採択を行います。

議案第3号、小平市立学校等出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方はご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。

3時40分まで休憩します。

午後3時16分 休憩